

事 務 連 絡

平成 30 年 7 月 18 日

各省庁省エネ法担当者 各位

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー課

平成三十年七月豪雨の影響を踏まえた省エネ法（工場等関係）の対応について

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）の施行に当たりましては、平素より御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、平成三十年七月豪雨は、大規模な非常災害として、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく特定非常災害に指定されました。（7月14日）

このため、平成三十年七月豪雨の影響を受けた事業者に対しては別添の通り、一定の配慮を行うこととし、周知、対応させていただきたく存じますので、貴省庁におかれましても御協力方よろしく願いいたします。

事業者向け

平成三十年七月豪雨の影響を踏まえた
省エネ法（工場等に係る措置）の対応について

平成 30 年 7 月
経 済 産 業 省
資 源 エ ネ ル ギ ー 庁
省 エ ネ ル ギ ー 課

この度の平成三十年七月豪雨により被害を受けられた事業者の皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）では、工場等を設置して事業を行う者に対して、前年度のエネルギー使用量が原油換算で 1500 キロリットル以上であった場合にはエネルギー使用状況届出書の提出を、また同届出書を提出し特定事業者等の指定を受けた場合には毎年度中長期計画書及び定期報告書の提出を求めています。平成三十年七月豪雨の影響を受けた事業者に対しては一定の配慮を行うこととし、その対応方針を以下のとおり取りまとめましたので、御参照いただきますようお願いいたします。

その他、平成三十年七月豪雨の影響により、省エネ法に関する対応にお困りの事業者におかれましては、特定事業者等の指定を受けた経済産業局又は別紙の問い合わせ先に御相談ください。

【平成 30 年度分報告書類に係る提出期限の免責について】

省エネ法（工場等に係る措置）報告書類	通常提出期限	免責期限
エネルギー管理統括者・管理者 選任・解任届出書	7 月末	平成 30 年 9 月 28 日
定期報告書・中長期計画書	7 月末	

(別紙)

お問い合わせ先

窓 口	電話番号	管轄区域
北海道経済産業局エネルギー対策課	011-709-1753	北海道
東北経済産業局エネルギー課	022-221-4932	青森県・岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県・福島県
関東経済産業局エネルギー対策課	048-600-0364	茨城県・栃木県・群馬県・ 埼玉県・千葉県・東京都・ 神奈川県・新潟県・山梨県・ 長野県・静岡県
中部経済産業局エネルギー対策課	052-951-2775	富山県・石川県・岐阜県・ 愛知県・三重県
近畿経済産業局エネルギー対策課	06-6966-6043	福井県・滋賀県・京都府・ 大阪府・兵庫県・奈良県・ 和歌山県
中国経済産業局エネルギー対策課	082-224-5741	鳥取県・島根県・岡山県・ 広島県・山口県
四国経済産業局エネルギー対策課	087-811-8535	徳島県・香川県・愛媛県・ 高知県
九州経済産業局エネルギー対策課	092-482-5474	福岡県・佐賀県・長崎県・ 熊本県・大分県・宮崎県・ 鹿児島県
沖縄総合事務局経済産業部環境資源課	098-866-1757	沖縄県
資源エネルギー庁省エネルギー対策課	03-3501-9726	
定期報告書等に関するヘルプデスク	0120-062-211	